

## 公共施設の使用料の見直しについて

### ◆利用者負担の適正化に向けての個別検討事項

#### 1 算出根拠（施設建設費、人件費、維持管理経費）について

- ・福祉会館の使用料原価（令和5年度に改正）

施設建設費

年間維持管理コスト（人件費、保守点検委託料、修繕料など）

※なぜ施設建設費を原価算入するのか

町民	利用者
税金で建設費を負担	利用した分を負担
※施設を使用しなくても負担 （＝町民すべての財産）	※利用者は町民に限られない

★施設建設費を原価算入することで、利用者が利用した分だけの建設費を負担

★建設時の町民と、将来世代の利用者との公平な負担

★財政の持続可能性の担保（次期建替・改修のための費用を平準化して担保）

⇒使用料の算出原価には、施設建設費、人件費、維持管理経費を含める。

#### 2 冷暖房使用料等に関する利用者負担について

- ・気温の上昇に伴う健康リスク

（神奈川県の最高気温 平成26年：36.1°C／令和6年度：37.9°C）

- ・常駐管理人の不在、スマートロックなどの導入を踏まえた運営効率化

★冷暖房使用料の施設による取扱いの統一化

（町民体育館、防災コミュニティセンターと福祉会館とで取扱いが異なる）

⇒本町ではDX推進計画において、公共施設予約のオンライン化、キャッシュレス決済の拡充を住民の利便性向上のための環境整備・推進の取組事例として位置付け

★冷暖房は現代の公共施設において、快適で安全に利用するための基本環境であり、利用者の希望に関わらず常識的に備えるべきもの

★冷暖房費を含めた料金設定とすることで、申請受付、利用確認、料金加算などの業務を効率化⇒使用料を低減させて、利用者に還元することが可能

⇒冷暖房使用料は、施設使用料に含める。

#### 3 昼間料金、夜間料金の区分について

- ・現状、昼間より、夜間のほうがコストがかかる前提で料金を区分

★昼間のコスト、夜間のコストの差を検証

★昼夜同一料金の検討（明確に夜間コストが増大する施設は除く）

- ・シンプルな料金体系で利用者に分かりやすい

- ・時間帯ごとの区分処理が不要となり、事務の軽減

- ・昼しか活動できない層、夜しか活動できない層への公平性の担保

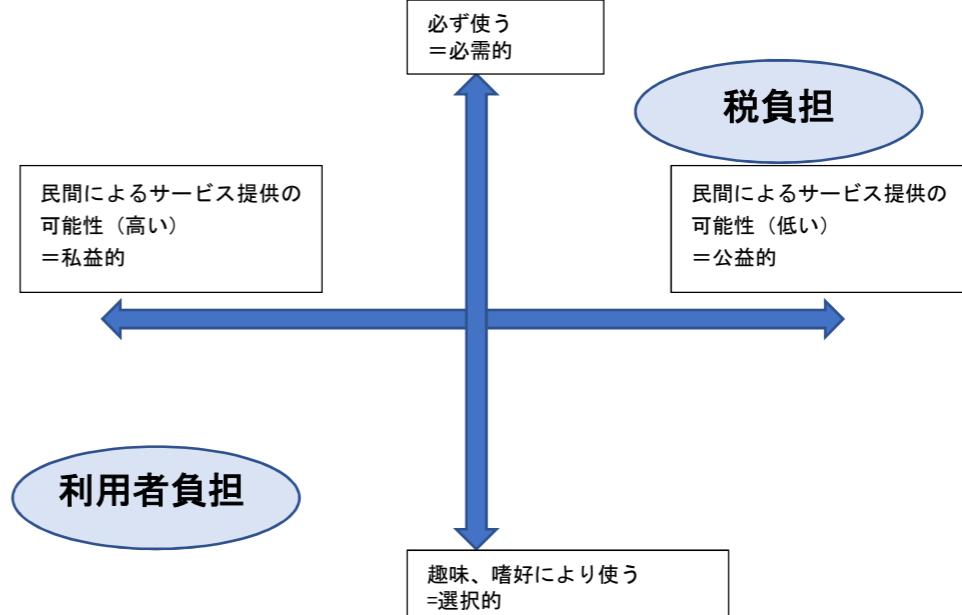
⇒昼間のコスト、夜間のコスト差を検証し、昼夜同一料金も検討する。

#### 4 町内、町外の料金設定区分について

- ・町内・町外の区分のある施設、ない施設、無料の施設が存在

⇒原則として、町内町外の料金設定を区分する。

施設の設置目的、性質の違いに応じて、負担割合を検討する。



#### 5 大人料金、子ども料金について

★施設の設置目的に応じて、大人料金、子ども料金を設定

- ・子ども料金の設定の意義

子どもの文化・スポーツ等への参加促進

大人のほうが、施設利用による負荷が大きい（体育施設など）

子どもは収入がなく、保護者負担への配慮

⇒大人料金、子ども料金の区分を設ける。